

『確定申告が間違っていたときは ...??』

ワンポイント!



確定申告書の提出後に、納付すべき税額を多く申告したこと、あるいは還付を受けた税額が少なかったことに気付いたときは、更正の請求等により正しい税額に訂正を求めることができます。

詳しくは税理士無料個別相談会をご利用下さい。ご予約はこちら ☎381-3101